

医療法人社団富家会 介護老人保健施設いぶき運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団富家会が開設する介護老人保健施設「いぶき」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができるなどを念頭にその所有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活の世話をを行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の個人情報の保護は、厚生労働省の個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 一 | 名称 | 介護老人保健施設いぶき |
| 二 | 所在地 | 川越市大字下小坂501-1 |
| 三 | 定員 | 120人 |
| 四 | 事業者番号 | 1150480109号 |

(施設の従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-------------------------------|
| 一 | 管理者 | 1人（常勤） |
| | | 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| 二 | 医師 | 1. 2人以上 |
| | | 医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。 |

- 三 薬剤師 0. 4人以上(常勤換算)
薬剤師は利用者の薬品管理、配薬を行う。
- 四 支援相談員 2人以上(常勤)
支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従事者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 五 看護従事者 12人以上
看護従事者は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 六 介護従事者 31人以上
介護従事者は、心身の状況等に応じ、入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- 七 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 3人以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、身体機能の向上又は、減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 管理栄養士 1人以上(常勤)
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 九 事務従事者 3人以上
事務従事者は、必要な事務を行う。
- 十 介護支援専門員 2人
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

第5条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態を管理する者その他必要な医療等が必要と認められる者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
- ア 利用者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。
 - イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。
 - ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - エ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
 - キ 利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業所や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

- 第6条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等を踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
- 一 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける
- 二 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 三 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧下さい。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第8条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- 一 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第7条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第5条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- 二 面会は、10:00～17:30とする。（感染症等発生により変更する場合もある）
- 三 消灯時間は、21:00とする。
- 四 外出・外泊は、事前に外出・外泊届をご提出下さい。
- 五 施設内は禁酒・禁煙です。
- 六 火気の取扱いは、持ち込みおよび使用禁止。
- 七 設備・備品の利用は、丁寧に使用のこと。
- 八 所持品・備品等の持ち込みは、別紙入所案内をご覧下さい。
- 九 金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- 一〇 外泊時等の施設外での受診は、施設へのご一報をお願いします。
- 一一 宗教活動は、他の利用者又は従業者に影響のない、個人の範囲でお願いします。
- 一二 ペットの持ち込みはご遠慮下さい。
- 一三 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

一四 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(急変時等における対応方法)

第9条 施設利用時に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて速やかに協力医療機関への連絡を行う等の措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 本施設は、消防法その他関係法令に基づく防火設備を設置し、適切に維持管理する。

- 2 防火管理者を選任し、消防計画を作成する。
- 3 年2回以上、避難訓練・消火訓練を実施する。
- 4 非常災害時の手順は別に定める「防災マニュアル」による。

(事業継続計画)

第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(身体拘束の制限)

第13条 従業者は、介護老人保健施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

なお、当該記録は主治医が診療録に記載するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策)

- 第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(感染対策)

- 第16条 利用者及び従事者の安全を確保するため、感染症の発生及び拡大を防止する体制を整備する感染対策委員会を設置し、感染予防、発生時の対応、従事者研修等を行う。従事者は、手指衛生・標準予防策・環境整備を徹底し、感染症が疑われる場合には速やかに医師及び管理者に報告し、必要に応じて隔離、ゾーニング、面会制限等の措置を実施する。また、感染対策マニュアルを整備し、定期的に見直すものとする。

(衛生管理)

- 第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 一 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

- 四 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、定められた回数の検便検査を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力医療機関等)

- 第18条 当施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。
- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護従事者が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 利用者の病状が急変した場合等において、当施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 四 当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。
- 2 当施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 当施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 当施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 当施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

(苦情処理)

- 第19条 介護老人保健施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した介護老人保健施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従事者からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した介護老人保健施設サービス等に関する苦情に関して国民健康保険

団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した介護老人保健施設サービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(運営規程の閲覧)

第21条 この運営規程は利用者および家族がいつでも閲覧できるよう備え付ける。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 介護保険施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団富家会介護老人保健施設いぶきにおいて定めるものとする。
- 5 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

附則

この運営規程は、2025年4月1日から施行する。

この運営規程は、2025年12月1日より改定する。